

事業報告書

目次

- 1 貸金業務の概要
- 2 役職員数、事務所数、提携先現金自動設備設置箇所数
- 3 関係会社の状況
- 4 貸付金の種別残高
- 5 業種別貸付残高
- 6 貸付金の担保内訳
- 7 貸付けの契約における公正証書の作成状況
- 8 資金調達の状況
- 9 延滞状況
- 10 指定紛争解決機関との契約締結等の状況
- 11 貸金業協会等への加入状況等
- 12 社内規則等の整備及び改正状況
- 13 従業者に対する研修の実施状況
- 14 内部監査の実施状況
- 15 金利帯別貸付件数及び貸付残高
- 16 利息収入の状況

(記載上の注意)

- 1 記載基準日は事業年度の末日とする。
- 2 「連絡者」は、事業報告書の作成担当者を記載する。

事 業 報 告 書

第 期 { 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで }

1 貸金業務の概要

--

(記載上の注意)

貸金業務の位置付け（当該貸金業者の業務全体に占める貸金業務の状況）、貸金業務の状況の推移（貸付残高の対前期増減額及び増減率並びに増減の主な理由）及び海外における事業展開等（進出国、拠点数、業務内容等）について簡潔に記載する。

2 役職員数、事務所数、提携先現金自動設備設置箇所数

区 分		人 数 等	
		うち個人	うち法人
役 員	員		
	うち常勤役員		
従 業 員	職 員		/
	そ の 他		/
	計		/
合 計			
事 務 所	所	/	
	有 人 事 務 所		
	事 務 所 外 自 動 契 約 機 設 置 箇 所		
	事務所外現金自動設備自社 設 置 箇 所		
	代 理 店		
合 計			
提携先現金自動設備設置箇所			

(記載上の注意)

- 1 個人の場合は、役員欄、従業員欄にそれぞれ経営者数、使用人数を記載する。
- 2 事務所外自動契約機設置箇所の欄には、有人事務所内及び代理店内に設置されているものを除いた数を記載する。
- 3 事務所外現金自動設備自社設置箇所の欄には、有人事務所内、事務所外自動契約機設置箇所内及び代理店内に設置されているものを除いた数を記載する。

3 関係会社の状況

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又は 被所有割合		関係内容
				所有割 合(%)	被所有 割合(%)	

(記載上の注意)

- 1 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項における関係会社をいう。
- 2 「議決権の所有又は被所有割合」は、小数点第 3 位以下を切り捨てて表示する。
- 3 「住所」には、国内の関係会社は市区町村名までを記載し、海外の関係会社は都市名までを記載する。
- 4 「関係内容」には、役職員の兼任や資金援助、取引状況等について記載する。

4 貸付金の種別残高

貸付種別		件数・残高		平均約定金利		
		件数	構成割合		残高	構成割合
消費者向	無担保 (住宅向を除く)	件	%	百万円	%	%
	有担保 (住宅向を除く)					
	住宅向					
	計					
事業者向	貸付					
	手形割引					
	計					
合計			100		100	
うち株式取得資金の貸付						

(記載上の注意)

- 1 「平均約定金利」は加重平均により小数点第2位まで記載する。
- 2 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 3 担保には保証を含まない。
- 4 「構成割合」は合計に対する割合を記載する。
- 5 「株式取得資金」の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。
- 6 「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付けの件数は計上しない。
- 7 「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。

5 業種別貸付残高

業種別	先数		残高	
	件	構成割合 %	百万円	構成割合 %
建設業				
製造業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業				
卸売・小売業				
金融・保険業				
不動産業				
飲食店、宿泊業				
医療、福祉				
教育、学習支援業				
複合サービス事業				
サービス業（他に分類されないもの）				
個人				
その他				
合計		100		100

(記載上の注意)

- 1 業種別貸付残高は貸付先の主な事業（過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの）により分類する。
- 2 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 3 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 4 「個人」欄の残高は、表4の消費者向計の残高と一致する。

6 貸付金の担保内訳

受入担保の種類	残	高	構 成 割 合
有 価 証 券	(百万円 百万円)	% (%)
うち手形	()	()
うち小切手	()	()
うち株式	()	()
債 権	()	()
うち預金	()	()
商 品	()	()
不 動 産	()	()
財 団	()	()
そ の 他	()	()
計	()	()
保 証	()	()
無 担 保	()	()
合 計	()	100 (100)

(記載上の注意)

- 2種類以上の担保がある貸付金については、この様式に掲げている受入担保の種類の前記順にしたがって、担保の評価額を限度として充当計上する。
- 括弧内には、利息制限法の上限金利を超過した金銭の貸付けにおける担保内訳について記載する。

7 貸付けの契約における公正証書の作成状況

契約種別	件数		金額	
	件	うち特定公正証書	百万円	うち特定公正証書
貸付けに係る契約	()	()	()	()
保証契約	()	()	()	()

(記載上の注意)

- 1 事業報告書作成時点で貸付残高のある貸付契約に関して作成された公正証書について計上すること。
- 2 「金額」は、公正証書に記載された金額について記載する。
- 3 「特定公正証書」とは、法第20条第1項における特定公正証書をいう。
- 4 括弧内には、貸金業法施行前に締結された契約で、利息制限法の上限金利を超過した貸付けに係る契約若しくは貸付けに係る契約に係る保証契約について、公正証書を作成した件数及び額面を記載する。

15 金利帯別貸付件数及び貸付残高

金利帯	件数・残高		残高	
	件数	構成割合	残高	構成割合
2.5%以下	件	%	百万円	%
2.5%超 5.0%以下				
5.0%超 7.5%以下				
7.5%超				
合計		100		100

(記載上の注意)

金利は約定金利とする（法第12条の8第2項に規定するみなし利息を含む。）。

16 利息収入の状況

種別	利息収入額	
	利息収入額	構成割合
法第3条第1項の登録を受けた日以降行った貸付けに係る利息収入額	百万円	%
うち特定非営利活動として行われる貸付け及び生活困窮者を支援するための貸付けに係る利息収入額		100

(記載上の注意)

法第12条の8第2項に規定するみなし利息を含む。